

定款より組合員の資格・加入・脱退に関する事項の要約

(組合員の資格)

第 12 条 当JAの組合員は、正組合員と准組合員になります。

2 次に掲げる要件に該当する方は、当JAの正組合員となることができます。

- (1) 10アール以上の土地を耕作する農業を営む個人で、その住所又はその経営に係る土地若しくは施設が当JAの地区内にある方
- (2) 1年のうち 90 日以上農業に従事する個人で、その住所又はその従事する農業に係る土地若しくは施設が当JAの地区内にある方
- (3) 農業を営む法人(その常時使用する従業員の数が 300 人を超え、かつ、その資本の額又は出資の総額が3億円を超える法人を除く。)であって、その事務所又はその経営に係る土地が当JAの地区内にあるもの

3 次に掲げる要件に該当する方は、当JAの准組合員となることができます。

- (1) 当JAの地区内に住所を有する個人で、当JAの事業を利用することが適当と認められる方
- (2) 当JAとのお取引(貯金・定期積金・共済加入・物品購入等)が1年以上継続していて当JAの地区内に勤務地を有する個人で、引き続き当JAの事業を利用することが適当であると認められる方
- (3) 当JAとのお取引(貯金・定期積金・共済加入・物品購入等)が1年以上継続していて当JAの地区外に住所を有する個人で、引き続き当JAの事業を利用することが適当であると認められる方
- (4) 当JAの地区の全部又は一部を地区とする農業協同組合
- (5) 当JA地区内に住所がある当JA正組合員個人が主たる構成員となっている農用地利用改善事業実施団体で、当JAの施設を利用することが適当であると認められるもの
- (6) 当JA地区内に住所がある当JA正組合員個人が主たる構成員となっている農事組合法人等の団体で、当JAの事業を利用することが適当であると認められるもの

(加入)

第 14 条 当JAの組合員加入を希望される個人の方は、出資口数を記載した加入申込書を組合に提出していただきますが、法人等団体での加入につきましては、次の書類の添付が必要になります。

- (1) 定款又はこれに代わるべき書類
- (2) 加入についての総会の議事録の抄本等当該団体の加入の意思を証する書面
- (3) 代表者の氏名及び住所を記載した書面

2 当JAは、提出いただいた申込書を審査の上、加入の可否をご連絡します。

3 当JAが加入の承諾をした場合は、加入申込書に記載した出資金の払込みをしていただき組合員となります。

4 組合員加入を希望される方が、組合員の資格を有するかどうか明らかでないときは、理事会でこれを決定します。

(脱退)

第 19 条 組合員は、いつでもその出資持分の全部を譲渡することによって脱退することができますが、その出資持分を譲り受ける方がいないときは、当該組合員は当JAに対しその出資持分を譲り受けるべきことを請求することができます。

2 前項の規定に基づく請求があったときは、当JAはその請求の日から 60 日を経過した日以後に到来する事業年度末においてその出資持分を譲り受けます。この場合、当JAに対する出資額を限度に出資持分を払戻しいたします。

3項～5項は省略

6 組合員は、第 1 項の規定による持分全部の譲渡によるほか、次の事由によって脱退となります。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡又は解散
- (3) 除名

以上、要約